

阿農振第87号
令和7年10月17日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

阿見町長 千葉 繁

市町村名 (市町村コード)	阿見町 084433
地域名 (地域内農業集落名)	実穀 (実穀)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月17日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は市街化区域に隣接し、都市化が進むエリアである。また牛久阿見IC周辺では開発が進む予定であり、新たに市街化区域に指定される予定である。この中で一部のエリアで担い手が耕作している状況であり、今後は別の場所で當農を継続できるようにしていく必要がある。
 地区のメインの畠地エリアはそば、馬鈴薯、甘藷等により土地利用がされている。集落付近の畠地は区画が細かく拡大は難しい状況である。
 水田は一部荒れている箇所があり、今後さらに荒廃化が懸念される。一部レンコンが作付けされている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

牛久阿見IC周辺のエリアは、今後市街化区域に編入予定地となる。
 地区内のメインの畠地はそば、馬鈴薯、甘藷等により土地利用を図る。排水対策が必要な農地はあるものの、周辺で農地が空いた場合には拡大意向のある担い手により耕作することとする。集落付近の畠地は区画が細かく拡大は難しい状況である。
 水田については担い手が少なく、区画が小さい、木が生えているといった課題もあるが、今後荒廃化が進まぬよう現状維持とする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	120 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	120 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域内の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市町村や農業委員会、JA等と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、相談から定着まで切れ目がない取り組みを開拓する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
有用な情報等があれば、活用を検討し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畠地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組方針】